

各組合員 様

山梨県市町村職員共済組合

### 共済貯金臨時積立における取扱い変更等について

日頃、本組合の業務運営につきましては、深いご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貯金事業につきましては、従前からお知らせしておりますとおり、平成 30 年 10 月 1 日から臨時積立の取扱い及び預入限度額 3,000 万円に係る事務の取扱いが下記のとおり変更となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、現行の取扱いによる臨時積立の受付は平成 30 年 9 月 28 日までとなり、次回の臨時積立の受付は平成 30 年 12 月となりますので、ご承知おきください。

#### 記

#### 1. 臨時積立に係る取扱いの変更について

##### ・平成 30 年 10 月 1 日からの取扱い

- (1) 積立時期・・・7 月及び 12 月の年 2 回※ 1
- (2) 積立上限額・・・各月に 50 万円まで※ 2
- (3) 積立回数・・・各月に 1 人 1 回まで

※ 1 積立時期の 7 月及び 12 月以外に臨時積立金が振り込まれた場合は、貯金者あて全額返還いたします。

※ 2 貯金者から 50 万円を超える臨時積立がされた場合、超えた金額を貯金者あて返還いたします。

注：平成 30 年 9 月分の臨時積立の受付期限は、平成 30 年 9 月 28 日(金)入金分までとなりますのでご注意ください。

9 月 28 日に臨時積立金の入金手続きをしたにも関わらず、金融機関において翌営業日扱いとされた場合、10 月 1 日の入金扱いとなりますので貯金者あて全額返還いたします。

#### 2. 預入限度額 3,000 万円に係る取扱いの変更について

##### ・平成 30 年 10 月 1 日からの取扱い

次の (1)・(2) いずれの場合も預入限度額を超えた月の翌月に超えた金額を貯金者あてに送金します。貯金者からの払戻請求書の提出は不要となります。

- (1) 定時積立・特定月積立・臨時積立及び利息の繰り入れにより預入限度額を超えた場合
- (2) 短期給付金の支給に伴う積立により預入限度額を超えた場合

なお、預入限度額を超えた金額の平成30年10月から平成31年4月までの送金日は以下のとおりとなります。

預入限度額超過月	送金日
平成30年9月分	平成30年10月12日(金)
平成30年10月分	平成30年11月9日(金)
平成30年11月分	平成30年12月14日(金)
平成30年12月分	平成31年1月11日(金)
平成31年1月分	平成31年2月8日(金)
平成31年2月分	平成31年3月8日(金)
平成31年3月分	平成31年4月12日(金)

### 3. 各種新様式の送付について

臨時積立の取扱い変更に伴い、別添のとおり「振込依頼書(様式第4号)」及び「共済貯金臨時積立申込書(様式第5号)」を変更させていただきますが、新様式については現在作成中でありますので、作成でき次第所属所に送付させていただきます。

### 4. その他

- (1) 前記1、2のいずれの場合でも限度額を超えた金額については、利息は付利されません。
- (2) 当組合ホームページの内容については、平成30年10月1日以降更新させていただきますことを申し添えます。

担 当：総務課 貯金担当 保坂  
TEL：055-232-7311

・様式第4号（平成30年10月1日から使用）

様式第4号

振込依頼書

入金票 科目

依頼日	年 月 日	貯金	振込指定	電信扱
振込先	山梨中央銀行自治会館出張所		振込金額	000 円
預金種類	普通預金	口座番号 2 5 3	内	定時積立 000 円
受取人	ヤマナシケンシチヨウゾンシヨクインキョウサイクミアイ 山梨県市町村職員共済組合		内	特定月積立 000 円
フリガナ			内	※臨時積立(7月・12月) 000 円
依頼人			※臨時積立を預入できる月は7月及び12月のみで、 当該月1回限り、上限額は50万円です。氏名及び 組合員証記号番号を記入してください。	
電話番号	( )		訳	

振込手数料(税込) 円

振込金 現金・当座小切手  
受入区分 預金払戻請求書・口座振替

検印  
照査  
係印

(取扱店)

振替	普通	当座	本支店勘定
	別段	定期	( )
現金	出納		

・様式第5号（平成30年10月1日から使用）

様式第5号

【組合員控】

共済貯金臨時積立申込書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、次のとおり共済貯金の臨時積立を申し込みます。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿

申込日 平成 年 月 日

申 込 者	所属所名	所属所の確認印	
	組合員証 記号番号	右詰めで記入	記載内容について 事務担当者の確認 印をお願いします。
	組合員氏名	印	← 印は1枚目~3 枚目に押印して ください

積立月	7月	積立金額 (上限額は50万円です)	千 円 0 0 0 円
(どちらかに○をしてください)	12月		

※ 臨時積立を預入できる月は、7月及び12月です。また、預入は当該月1回限りで預入の上限額は50万円です。

※ 申込日は金融機関で振込手続きを行った日を記入してください。

※ 入金を確認後、お手元に「共済貯金臨時積立受領書」を送付いたしますので、受領の上内容をご確認ください。

(H30.10)